

# 総 会 議 事 録

令和 3 年 9 月

令和 3 年 9 月 9 日 (木) 開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和3年9月9日(木)  
開 会 午前8時30分、閉 会 午前8時51分  
場 所 宮津市役所 第5会議室

## 農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉  
関野 掲司、宮崎 健治、宮崎 正之、松本 聡、吉田 進、  
細井 康、石田 弘司

11名

欠席 山田 正明、吉田 雅典、小山 有美恵

3名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

## 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第30号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第3 議案第31号 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定等について

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和3年9月定例総会を開会いたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の影響で、当初予定しておりました会場が使用できなくなりましたので、急遽この会議室で規模を縮小して農業委員のみとして開催することとなりました。また、今月は稲刈りシーズンに入り、日中お忙しい方がおられることから、例年のおりこの9月は1時間開始時間を早めての開催とさせていただきます。

それでは、本日の議事に入ります。本日の出席者は14名中11名です。欠席は山田委員、吉田雅典委員、小山委員の3名です。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。今中委員、宇野委員にお願いいたします。

次に、日程第2、議案第30号「非農地証明交付申請の承認について」を議題

とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第30号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。5件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字上世屋小字大坪※※番の登記地目は田、面積は※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成18年4月6日から耕作していないということです。

2番です。土地の所在につきましては大字日ヶ谷小字世谷ヶ谷※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。所有者は※※の※※様ですが亡くなっておられるため相続人の※※様からの申請となっております。非農地の事由につきましては平成20年頃から耕作していないということです。

次に3番です。土地の所在につきましては大字喜多小字回り※※番ほか1筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和56年頃から耕作していないということです。

裏面の4頁をお願いします。4番です。土地の所在につきましては大字由良小字岩穴※※番ほか8筆、登記地目は畑が5筆、田が4筆、面積は合計で※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成12年3月31日又はそれ以前から耕作していないということです。

次の5頁をお願いします。最後5番です。土地の所在につきましては大字由良小字河原※※番ほか2筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成20年3月1日から耕作していないということです。

具体的場所につきましては、6頁から8頁に地図を添付しております。初めに6頁の上段をお願いします。1番の案件についての場所を示しております。位置的には上世屋集落の世屋川沿いとなっております。

次に下の2番の案件についてお願いします。日ヶ谷の大西集落の付近になります。府道621号線を厚垣、菅野方面に少し進んだ場所となっております。

裏面の7頁をお願いします。3番の喜多の案件になります。地図の上側、喜多※※ですが鳥ヶ尾団地の裏手の山中になります。下の喜多※※につきましては天神団地から大江山よりの民家裏手となっております。

次の8頁をお願いします。由良地域の地図になります。中央より上側が4番、下側が5番の案件になります。初めに4番ですが上側ですが※※番台が7筆固まってあります。由良脇地区になります。耕作地帯から山へ入りかかりに獣害防護

柵が有りますが、この柵のすぐ外側、山側となっております。その右下に※※番の枝番違いが2筆あります。こちらは由良脇集落の村中で地元消防団の消防車庫の敷地となっております。

次に下側の5番になりますが、由良宮本集落の山側となっております。そのうち1筆由良※※は由良農林漁業体験実習館、安寿荘の近辺となります。

次に9頁から13頁に現地写真を添付しております。初めに9頁をお願いします。上段、中段の2枚が上世屋の1番の案件になります。永年放置された結果熊笹、背高泡立草、つる植物が群生しております。下の2番になります。日ヶ谷の写真となっております。水田として使用されておりましたが耕作放棄され背高泡立草をはじめとした雑草が群生しております。

次の10頁をお願いします。上段、中段の2枚が3番の喜多の案件となります。上の喜多※※につきましては市道に面した民家の裏の小高い丘の上となっております。直ぐ横が墓地となっております。写真のとおり笹が群生しておりました。次に中ほどの喜多※※の写真ですが、鳥ヶ尾団地の裏山を50m程入った所となっております。こちらにつきましては図面と地形との照合が困難で、厳密な位置の確定はできませんでしたが、おおよその位置で見渡す限り竹藪となっております。次に下段の4番の由良の写真になりますが、この由良※※から12頁中段の由良※※までが由良脇地区の連なった7筆の申請地となっております。所々に石垣が残っておりましたが、いずれの場所も熊笹、竹、雑木が群生している状態でありました。

12頁最後の写真が由良の※※の2筆になります。初めに手前の※※番ですが、地元消防団の消防車庫が写っておりますが、この建物の底地とその裏手にあります農地で、赤柵に囲まれた部分が申請地となっております。奥の柵が※※番となっております。庭用の植込みが植えられております。

次に13頁をお願いします。由良の5番の案件になります。上段の由良※※が安寿荘横にある土地になります。主に背高泡立草ですが雑草が群生しております。中程の写真ですが、こちらにつきましても雑木などが伸び荒廃が著しく進んでおりました。最後、下段の写真になります。両側にみかんの木がありますが、申請地は中間の果樹のない中央の部分で、手前から奥へ伸びた土地となっております。こちらにつきましても一面に背高泡立草が群生しておりました。

議案第30号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は小山委員ですが欠席しておられますので事務局の内藤主任から、2番は石田委員、3番は私、関野、4番と5番につきましては由良の山田委員の

代理でお世話になりました宮崎健治委員から報告をお願いします。

〔内藤主任〕 小山委員が欠席されておりますので、事前に頂いております報告を讀上げさせていただきます。1番の上世屋の案件です。

去る8月27日、溝口推進委員、事務局2名同行で現地確認を行いました。申請された農地につきましては、資料の写真のとおり永年耕作放棄され原野化しており、農地として耕作することは困難だと思いました。以上です。

〔石田委員〕 27日、事務局2名、荻野推進員、私の4名で現地を行いました。一昨年の意向調査で判明した部分でありまして、私の菩提樹でもありますが住職の交代もありまして前の住職が※※さんという方なのですが、戦後の農地改革によってどういう処理がされたのかは分かりませんでした。現在まで皆がお寺の土地だという風に認識をしておったものが、意向調査によって※※さんの所有の土地だということが判明し、住職が代わられたりして、耕作が途中でいわゆる後継者も居なくなり耕作されておらず、府道の近くということもあって比較的便利は良い所なんですけども、住職の交代なんかもあって耕作されなくなったということです。

※※さんも、無いものと思っていた土地が、ある日、自分の所有の土地だと言われ少し驚かれていたようですが、住職の交代もあつたり、そのような経緯もあり管理が行き届かず荒廃農地になったということで、現状も耕作者が居ないということで非農地もやむを得ないと判断いたしました。

〔関野会長〕 続きまして3番は私の方から報告させていただきます。9月29日の11時から細見推進員と事務局2名、私と4名で現地確認を行いました。10頁の写真を御覧ください。喜多の※※は隣が墓地になっておりまして残った所が畑だったようですが、もう40年以上耕作されてないので笹が密生しておりましてとても元に戻すことはできないと判断しました。次の10頁の3番ですがここは烏ヶ尾団地の造成がもう50年近く前からありまして、その当時から入れる道もなく40年前となっておりますが、50年近く前から耕作されてないものと考えます。周辺は竹藪の放置した状態でとても元に戻すことはできないということで非農地ということでやむを得ないと判断しました。以上です。

〔宮崎健治委員〕 由良の非農地の案件につきまして、私は本来栗田の担当でありまして、諸事情により御欠席の山田委員に代わりまして、現地確認と報告をさせていただきます。

去る8月26日、平野推進委員、事務局2名、私の4名で現地確認を行いました。

た。確認しました土地につきましては、4番、5番とも、いずれの農地も事務局の説明のとおり永年耕作放棄され原野化が著しく、農地として使用することは困難と判断いたしました。また、※※と※※の2筆、消防車庫の所ですが、既に車庫が建っておりその周囲も駐車場として使われていることから農地としての使用は困難と判断いたしました。報告は以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより議案第30号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特に意見もないようですので異議なしと認め、議案第30号については承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第30号については承認とします。次に、日程3、議案第31号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。

お手元にございます「配付資料」にありますとおり、議案第31号の当事者である石田委員はここで一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(石田委員 退席)

〔関野会長〕 事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の14頁を御覧ください。議案第31号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」につきまして、14頁と裏面15頁に一覧を掲載しております。14頁が貸手と借手が直接利用権設定を行う貸借の一覧になります。3件ございます。3番目の利用権の設定を受ける者が当委員会の石田委員となっております。貸借期間につきましては1番2番が10年、3番は6年の届出となっておりますが貸借の終期を4月14日に統一しているため、貸借期間が5か月短くなっております。

次に裏面の15頁をお願いします。こちらにつきましては、中間管理機構を介した貸借となっております、貸手と借手が決定しておりますので一括方式での提案となっております。1件ございます。借手の※※様につきましては、貸手の※※様と実の親子の関係であり、オリーブ栽培の※※様と御夫婦ということであり

ます。以前この農地は夫の※※様が※※様と利用権を設定され、御家族であります※※様も耕作に携わってこられました。この度※※様が認定農業者の認定を受けることとなり、その要件となっております京力農場プランの中核的担い手であること、又は、農地中間管理機構を介した農地の貸借による農地の耕作をしている条件を満たすことが必要なため、※※様から※※様へ正式に利用権設定を結ばれることとなりました。貸借期間は令和13年9月までの9年9か月となっております。

なお、今回の全ての利用権設定に係る広告日につきましては、9月17日となっております。議案第31号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第31号につきまして質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第31号につきましては決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第31号については決定とします。一時退席いただいた委員さんは再入室いただきますようお願いいたします。

(石田委員 再入室)

〔関野会長〕 以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により  
署名する。

会 長 関 野 揚 司

委 員 宇野由美子

委 員 今中睦美

記 録 者 小 西 正 樹